

医 政 第 422-2 号
令 和 2 年 3 月 24 日

一般社団法人静岡県臨床衛生検査技師会長 様

静岡県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症の PCR 検査に関する保健衛生施設等
施設・設備整備費の国庫補助の改正について (通知)

日頃から本県の健康福祉行政に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり厚生労働事務次官から通知がありましたので、参考までにお知らせします。

本国庫補助については、「新型コロナウイルス感染症の PCR 検査に関する保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について (通知)」(令和 2 年 3 月 12 日付け医政第 422 号)にて通知したところです。この度、3 月 18 日付けで、従来の PCR 法に加え、LAMP 法が、PCR 法と同等の検査結果を得られる有用な方法として、国立感染症研究所から発表されました。それに伴い、LAMP 法に必要な等温遺伝子増幅装置を、本補助金の中の『感染症検査機関 (※地衛研を想定)』と『新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関 (※民間検査機関)』に対する補助施設対象設備に追加する改正が行われたことに関する通知です。

なお、本補助金の交付要綱については、非常に資料が多いため、今回は概要のみの送付といたしますので、御承知おきください。

担 当 医療健康局医療政策課医務班
電話番号 054-221-2417

厚生労働省発健0319第22号
令和2年3月19日

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長 } 殿
公益財団法人結核予防会理事長
公益財団法人放射線影響研究所理事長
日本赤十字社社長

厚生労働事務次官
(公印省略)

保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和2年3月18日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市区町村又は医療法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市区町村又は医療法人等に対する周知につき配慮願いたい。



新型コロナウイルス感染症対策に伴う「令和元年度 保健衛生施設等設備整備費国庫補助金交付要綱」の一部改正について(概要)

改正事項①

新型コロナウイルス感染症の検査については、現在、約4～6時間程度かかっている検査時間の短縮を図る技術の開発が進められてきたところ。

今般、新型コロナウイルスの検査の工程のうち、遺伝子の増幅時間をこれまでの約2時間から15分程度に大幅に短縮することが可能となる技術の評価結果が公表され、リアルタイムPCR法に加え、LAMP法が保険適用の対象となったことから、LAMP法に必要な「等温遺伝子増幅装置」を補助対象設備に加えることとする。

具体的には、第3表及び第4表に以下を追加する。

第3表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
感染症検査機関	設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 <u>(3) 等温遺伝子増幅装置</u> 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数	感染症の検体検査に必要な設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1
新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関	設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 <u>(3) 等温遺伝子増幅装置</u> 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数	新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1

第4表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関	設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 <u>(3) 等温遺伝子増幅装置</u> <u>厚生労働大臣が必要と認めた額×台数</u>	新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備を購入するために必要な備品購入費	定額

適用日について

LAMP法が保険適用となった3月18日とする。